

平成30年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成30年10月

多治見市監査委員

多 監 第 43 号
平成 30 年 11 月 5 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 加 納 洋 一 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一

同 嶋 内 九 一

平成 30 年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の概要

(1) **監査の対象** (一社) 多治見市観光協会、経済部産業観光課

(2) **監査実施日** 平成 30 年 10 月 17 日(水)

(3) 監査の着眼点

(一社) 多治見市観光協会は、平成 29 年 4 月 3 日に一般社団法人登記を完了し、多治見市及びその周辺における観光事業の健全な発展と振興を図り、地域の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立された。

組織は、会長 1 人、副会長 4 人、理事 13 人、監事 1 人、業務執行理事 1 人及び職員 14 人で構成されており(平成 30 年 4 月 1 日現在)、多治見市の受託事業が主な事業である。

多治見市監査委員は、特に多治見市から受託した多治見市観光促進事業について、次の着眼点を以って監査を執行した。

【(一社) 多治見市観光協会】

- ア 事業は、事業計画及び目的に従って実施され、十分に効果を上げているか。
- イ 定款並びに会計処理規程等諸規程は整備されているか。
- ウ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- エ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- オ 予算が目的どおりに効率的に執行されているか。

【経済部 産業観光課】

- ア 事業の履行内容及び成果について、事業報告書等により確認がされているか。
- イ (一社) 多治見市観光協会への組織強化支援はなされているか。

(4) 監査の方法

今回の監査においては、以下に掲げる関係書類に基づき、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は関係職員より説明を聴取した。

【(一社) 多治見市観光協会】

- ア 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- イ 平成 29 年度予算書及び決算書、平成 30 年度予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

【経済部 産業観光課】

- ア 事業及び事務の執行状況説明書
- イ 平成 29 年度及び平成 30 年度多治見市観光促進事業業務委託契約書
- ウ 平成 29 年度及び平成 30 年度における①の事業計画書
- エ 平成 29 年度事業(年次)報告書
- オ 平成 30 年度業務(月次)報告書 4 月から 8 月分

2 監査の結果

今回実施した監査の結果、(一社) 多治見市観光協会による多治見市観光促進事業に関する事務事業は、適正に執行され、効果的で効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

一般社団法人となり1年半が経過、この間に調査、研究されたデータに基づき、多治見市の観光における舵取り役となり、地場産業や地域資源を活かした事業の展開や民間の力を活用した新規事業の展開にも大いに期待するところである。そのためには、行政や様々な観光関係団体との連携は不可欠であり、更なる連携強化を促進されたい。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき要望事項は特になかった。